

まちづくり環境委員会
令和5年 10 月 16 日
まちづくり推進部 資料 21 番
所管 建築調整課

マンション管理計画認定制度の第1号認定について

マンションの管理の適正化の推進を目的に、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）」が改正され、管理計画認定制度が創設された。管理計画認定制度とは、マンションの管理計画が一定の認定基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして地方公共団体から認定を受けることができる制度である。

本年10月2日から認定申請の受付を開始したところ、以下のマンション管理組合から申請があった。申請内容を審査したところ、認定基準を満たしていることが確認できたため、同月2日付で認定した。

1 認定対象マンション

プラウドシティ大田六郷団地管理組合

所在地：大田区西六郷三丁目2番（フォレスト街区）

西六郷三丁目1番（プラザ街区）

2 主な認定基準（抜粋）

- ・管理者等が定められていること
- ・集会（総会）が年1回以上開催されており、議事録が作成され適正に保管されていること
- ・管理規約及び細則等が作成され適正に保管されていること
- ・マンションの状況及び環境に応じた必要な危機管理マニュアルが整備されていること
- ・マンション内で組織する自治会を設置していること若しくは当該マンションの所在する地域の町会・自治会へ区分所有者及び居住者が加入していること